

参考資料

ふるさと納税制度の健全な発展に向けたこれまでの取組

平成29年度

- 4月
 - ・ 総務大臣通知を発出
 - 「寄附額に対し返礼割合の高い返礼品」について、速やかに返礼割合を3割以下とするよう要請
 - 「金銭類似性の高いもの」、「資産性の高いもの」、「価格が高額なもの」を送付しないよう要請
 - ・ 全国市長会及び全国町村会において総務大臣通知を踏まえた対応を行う旨を申し合わせ
- 5月
 - ・ 4月の調査において判明した受入額が多い200団体のうち見直しが必要と思われる団体に対して、見直しを行うよう文書による要請を実施
- 7月
 - ・ 4月の調査において判明した約1,100団体(上記約200団体以外の見直しが必要と思われる団体)に対して、都道府県を通じて、見直しを行うよう文書による要請を実施
- 9月
 - ・ 総務大臣書簡「ふるさと納税のさらなる活用について」を発出
- 10月
 - ・ 「ふるさと起業家支援プロジェクト」、「ふるさと移住交流促進プロジェクト」の立ち上げを発表
 - ・ 「全国市長会秋期ブロック総会」(全国9ブロック)にて 首長に対して見直しを要請
- 1月
 - ・ 「全国都道府県財政課長・市町村担当課長合同会議」にて 見直しを要請
- 3月
 - ・ 「ふるさと納税活用事例集」を公表

ふるさと納税制度の健全な発展に向けたこれまでの取組

平成30年度

- 4月
 - ・総務大臣通知を発出
 - 返礼割合が3割を超えるものを返礼品としている団体に対して、責任と良識のある対応を徹底するよう要請
 - 地域資源の活用が図られるよう、「地場産品以外の送付」について良識のある対応を要請
 - ・地方団体に対して速やかな見直しを要請するとともに、4月1日時点の見直し状況を調査
 - ・「全国都道府県財政課長・市町村担当課長合同会議」にて見直しを要請
 - ・全国市長会及び全国町村会において総務大臣通知を踏まえた対応を行う旨を申し合わせ
- 5月
 - ・見直し状況が芳しくない都道府県に対してヒアリングを実施
 - ・「全国市長会春期ブロック総会」(全国9ブロック)にて首長に対して見直しを要請
 - ・「地方財政連絡会議」(全国8ブロック)にて各都道府県幹部に対して見直しを要請
- 6月
 - ・地方団体に対して速やかな見直しを要請するとともに、6月1日時点の見直し状況を調査
 - ・全国市長会創立120周年記念・第88回全国市長会議にて首長に対して見直しを要請
- 7月
 - ・現況調査結果の公表に併せ、通知に沿わない返礼品を送付している12団体※を公表

※返礼割合3割超の返礼品及び地場産品以外の返礼品をいずれも送付している市区町村で、平成30年8月までに見直す意向がなく、平成29年度受入額が10億円以上の市区町村

茨城県境町、岐阜県関市、静岡県小山町、滋賀県近江八幡市、大阪府泉佐野市、福岡県宗像市、上毛町、佐賀県唐津市、嬉野市、基山町、みやき町、大分県佐伯市

ふるさと納税制度の健全な発展に向けたこれまでの取組

平成30年度(つづき)

- 7月 ・「全国市長会財政委員会・都市税制調査委員会合同会議」にて首長に対して見直しを要請
- ・行財政研修会(地方行財政調査会主催)にて安田事務次官が講演

(発言要旨)

「依然として一部の団体が(総務省の)通知に沿った対応を行っていないのは、誠に残念なことだ」

「ふるさと納税制度の存立の危機にさらされていると考えている。こうした状態が続けば、新たに何らかの制度的対応を検討せざるを得ない」

- 8月 ・公表12団体の首長に対して直接電話で見直しを要請するとともに、見直しの進捗状況を確認
- 9月 ・9月1日時点の見直し状況の公表に併せて、「過度な返礼品を送付し、制度の趣旨を歪めているような団体については、ふるさと納税の対象外にすることもできるよう、制度の見直しを検討」することを大臣閣議後記者会見において表明
- ・返礼割合3割超又は地場産品以外の返礼品を送付している団体に対して、個別に市町村税課長通知を発出し、11月1日現在の返礼品の見直しの取組内容等を調査するため、それまでの間に、一日も早く、必要な見直しを行うよう要請
- 10月 ・11月1日時点調査を実施。照会文書において、「現在、制度の見直しを検討しているところであり、今回の報告結果により、各団体における見直しの進捗状況を確認させていただきます。」「(11月2日以降の送付状況についても)制度見直しを検討する際の参考とさせていただきます。」と記載
- 11月 ・11月1日時点における返礼割合3割超又は地場産品以外の返礼品を送付している団体を公表

ふるさと納税制度の健全な発展に向けたこれまでの取組

平成30年度(つづき)

- 12月
 - ・ふるさと納税制度の見直し案について与党税調において議論、与党大綱とりまとめ
 - ・11～12月時点及び1月1日時点の調査を実施。照会文書において、「制度見直しに係る法案提出前ではありますが、本報告内容について、返礼品の送付状況が適正かどうか確認させていただき、法成立後の新制度に基づく指定を検討する際の参考とさせていただきます。」と記載
 - ・政府大綱閣議決定
- 2月
 - ・地方税法改正法案閣議決定、国会提出
 - ・大阪府泉佐野市の対応についての総務大臣コメントを公表
- 3月
 - ・地方税法改正法案が成立
 - ・全国の都道府県を対象としたふるさと納税制度に関する説明会を開催
 - ・ふるさと納税指定制度の創設等についての総務大臣コメントを公表

令和元年度

- 4月
 - ・ふるさと納税指定制度に係る指定基準を決定、告示
 - ・ふるさと納税指定制度に係る申出書の提出(地方団体→総務省)
 - ・申出書の内容について地方団体のヒアリングを実施(基本的には、道府県の市町村担当課を対象とし、該当市町村が希望する場合にはヒアリングに同席)
- 5月
 - ・ふるさと納税指定制度に係る総務大臣の指定、対象団体を告示
- 6月
 - ・地方税法改正法案等の施行

ふるさと納税制度の見直しについて【令和元年度改正】

法律改正前

○地方団体への寄附は、
全てふるさと納税の対象

- ・「寄附額－2,000円」(一定の上限あり)を、住民税及び所得税から軽減
- ・実質2,000円の負担で、納税先を選択可能

返礼品競争
の過熱

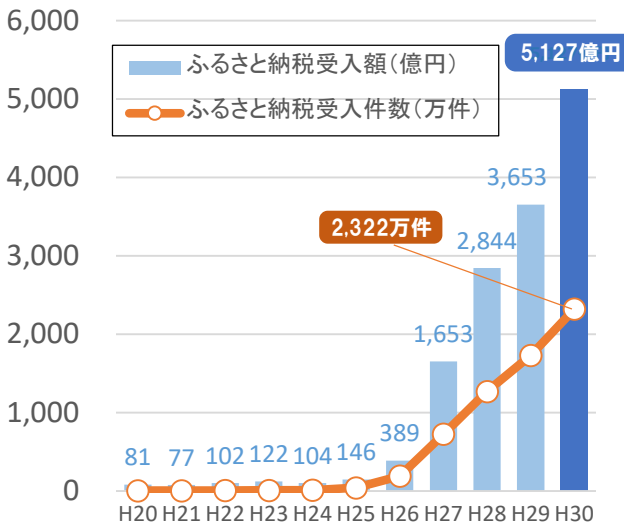
H29、H30の2度にわたる
総務大臣通知において
良識ある対応を要請
制度の
健全な発展を図る必要

法律改正後（令和元年6月1日施行）

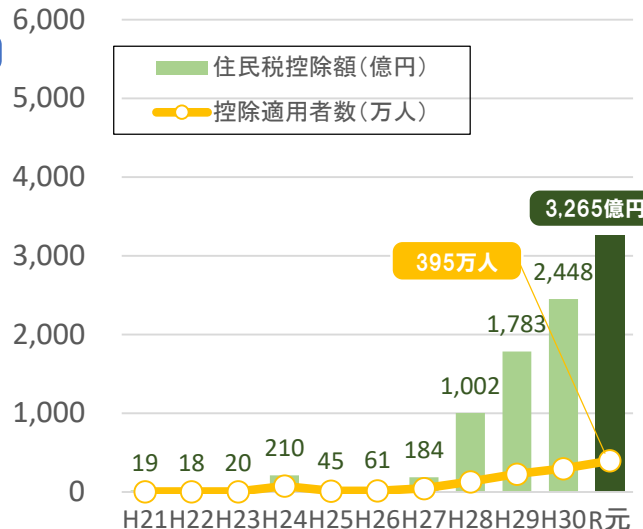
○ふるさと納税の対象となる地方団体を
総務大臣が指定

○指定を受けない地方団体への寄附金は、
ふるさと納税の対象外

○受入額及び受入件数の推移



○住民税控除額及び控除適用者の推移



○総務大臣による指定の基準

基準①

適正募集基準

- ① 制度趣旨に沿った募集の方法
- ② 経費総額5割以下
- ③ 他団体への多大な影響

基準②

返礼割合3割以下基準

基準③

地場産品基準

※各地方団体は、指定を受けている期間を通じて各基準に適合した募集を行う必要

⇒ 基準のいずれかに適合しなくなったと認めるときには、指定を取消し

ふるさと納税の対象団体の指定に係る関係条文(改正後の地方税法)

(寄附金税額控除)

第三十七条の二 略

2 前項の特例控除対象寄附金とは、同項第一号に掲げる寄附金（以下この条において「第一号寄附金」という。）であつて、都道府県等による第一号寄附金の募集の適正な実施に係る基準として総務大臣が定める基準（都道府県等が返礼品等（都道府県等が第一号寄附金の受領に伴い当該第一号寄附金を支出した者に対して提供する物品、役務その他これらに類するものとして総務大臣が定めるものをいう。以下この項において同じ。）を提供する場合には、当該基準及び次に掲げる基準）に適合する都道府県等として総務大臣が指定するものに対するものをいう。

一 都道府県等が個別の第一号寄附金の受領に伴い提供する返礼品等の調達に要する費用の額として総務大臣が定めるところにより算定した額が、いずれも当該都道府県等が受領した当該第一号寄附金の額の百分の三十に相当する金額以下であること。

二 都道府県等が提供する返礼品等が当該都道府県等の区域内において生産された物品又は提供される役務その他これらに類するものであつて、総務大臣が定める基準に適合するものであること。

3 前項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）を受けようとする都道府県等は、総務省令で定めるところにより、第一号寄附金の募集の適正な実施に関し総務省令で定める事項を記載した申出書に、同項に規定する基準に適合していることを証する書類を添えて、これを総務大臣に提出しなければならない。

全ての地方団体に対する基準

基準① ふるさと納税の募集を適正に実施すること

返礼品の送付を行う地方団体に対する追加の基準

基準② 返礼品は返礼割合3割以下とすること

基準③ 返礼品は地場産品とすること

○総務省告示第 号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「法」という。）第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項の規定に基づき、総務大臣が指定する都道府県、市町村又は特別区を次のとおり定めたので、法第三十七条の二第七項及び第三百十四条の七第七項の規定により告示し、令和二年十月一日から適用する。

令和二年九月二十九日

総務大臣 武田 良太

（令和二年十月一日から令和三年九月三十日までの期間に係る指定）

第一条 令和二年十月一日から令和三年九月三十日までの期間に係る法第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項の規定により総務大臣が指定する都道府県は、次に掲げる道府県とする。

北海道 青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県 茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県
千葉県 神奈川県 新潟県 富山県 石川県 福井県 山梨県 長野県 岐阜県 静岡県 愛知県
三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 鳥取県 島根県 岡山県 広島県
山口県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県 福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県
鹿児島県 沖縄県

第二条 令和二年十月一日から令和三年九月三十日までの期間に係る法第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項の規定により総務大臣が指定する市町村又は特別区（以下「市区町村」とい

う。〕は、次の表の上欄に掲げる都道府県の区域内の市区町村のうち同表の下欄に掲げる市区町村とする。

都道府県	市区町村
北海道	全ての市町村
青森県	全ての市町村
岩手県	全ての市町村
宮城県	全ての市町村
秋田県	全ての市町村
山形県	全ての市町村
福島県	全ての市町村
茨城県	全ての市町村
栃木県	全ての市町
群馬県	全ての市町村
埼玉県	全ての市町村
千葉県	全ての市町村
東京都	全ての市区町村
神奈川県	全ての市町村

鳥取県	和歌山県	奈良県	兵庫県	大阪府	京都府	滋賀県	三重県	愛知県	静岡県	岐阜県	長野県	山梨県	福井県	石川県	富山県	新潟県
全ての市町村	全ての市町村	全ての市町村	全ての市町	全ての市町村	全ての市町村	全ての市町	全ての市町	全ての市町村	全ての市町	全ての市町村	全ての市町村	全ての市町村	全ての市町	全ての市町	全ての市町村	全ての市町村

宮崎県	大分県	熊本県	長崎県	佐賀県	福岡県		高知県	愛媛県	香川県	徳島県	山口県	広島県	岡山県	島根県	
全ての市町村	全ての市町村	全ての市町村	全ての市町	全ての市町	全ての市町村	町 日高村 津野町 四万十町 大月町 三原村 黒潮町	高知市 室戸市 安芸市 南国市 土佐市 須崎市 宿毛市 土佐清水市 四万十市 香南市 香美市 東洋町 田野町 安田町 北川村 馬路村 芸西村 本山町 大豊町 土佐町 大川村 いの町 仁淀川町 中土佐町 佐川町 越知町 梶原	全ての市町	全ての市町	全ての市町村	全ての市町	全ての市町	全ての市町村	全ての市町村	全ての市町村

沖繩県	鹿児島県
全ての市町村	全ての市町村

令和2年9月24日

ふるさと納税指定制度に係る総務大臣の指定

地方税法（昭和25年法律第226号）第37条の2第2項及び第314条の7第2項の規定に基づき、ふるさと納税の対象となる地方団体を以下のとおり指定したので、お知らせいたします。

区分	全団体数	うち指定の申出書 提出団体数	うち指定団体数
都道府県	47	46	46
市区町村	1,741	1,740	1,740
計	1,788	1,786	1,786

※1 指定対象期間：令和2年10月1日～令和3年9月30日

※2 申出書の提出がなかった団体：東京都、高知県奈半利町

（連絡先）自治税務局市町村税課
担当：五月女、阿久津
電話：03-5253-5669（直通）

参照条文（ふるさと納税）

○ 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）

（寄附金税額控除）

第三十七条の二 道府県は、所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の三十に相当する金額を超える場合には、当該百分の三十に相当する金額）が二千円を超える場合には、その超える金額の百分の四（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の二）に相当する金額（当該納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、当該特例控除対象寄附金の額の合計額が二千円を超える場合には、当該百分の四（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の二）に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）を当該納税義務者の第三十五条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

一 都道府県、市町村又は特別区（以下この条において「都道府県等」という。）に対する寄附金（当該納税義務者がその寄附によつて設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。）

二～四 略

2 前項の特例控除対象寄附金とは、同項第一号に掲げる寄附金（以下この条において「第一号寄附金」という。）であつて、都道府県等による第一号寄附金の募集の適正な実施に係る基準として総務大臣が定める基準（都道府県等が返礼品等（都道府県等が第一号寄附金の受領に伴い当該第一号寄附金を支出した者に対して提供する物品、役務その他これらに類するものとして総務大臣が定めるものをいう。以下この項において同じ。）を提供する場合には、当該基準及び次に掲げる基準）に適合する都道府県等として総務大臣が指定するものに対するものをいう。

一 都道府県等が個別の第一号寄附金の受領に伴い提供する返礼品等の調達に要する費用の額として総務大臣が定めるところにより算定した額が、いずれも当該都道府県等が受領する当該第一号寄附金の額の百分の三十に相当する金額以下であること。

- 二 都道府県等が提供する返礼品等が当該都道府県等の区域内において生産された物品又は提供される役務その他これらに類するものであつて、総務大臣が定める基準に適合するものであること。
- 3 前項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）を受けようとする都道府県等は、総務省令で定めるところにより、第一号寄附金の募集の適正な実施に関し総務省令で定める事項を記載した申出書に、同項に規定する基準に適合していることを証する書類を添えて、これを総務大臣に提出しなければならない。
- 4 第六項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない都道府県等は、指定を受けることができない。
- 5 総務大臣は、指定をした都道府県等に対し、第一号寄附金の募集の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。
- 6 総務大臣は、指定をした都道府県等が第二項に規定する基準のいずれかに適合しなくなつたと認めるとき、又は前項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたときは、指定を取り消すことができる。
- 7 総務大臣は、指定をし、又は前項の規定による指定の取消し（次項及び第十項において「指定の取消し」という。）をしたときは、直ちにその旨を告示しなければならない。
- 8 総務大臣は、第二項に規定する基準若しくは同項の規定による定めの設定、変更若しくは廃止又は指定若しくは指定の取消しについては、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。
- 9 第一項の場合において、第二項に規定する特例控除対象寄附金（第十一項において「特例控除対象寄附金」という。）であるかどうかの判定は、所得割の納税義務者が第一号寄附金を支出した時に当該第一号寄附金を受領した都道府県等が指定をされているかどうかにより行うものとする。

10～14 略

○ 地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）

（法第三十七条の二第三項及び第三百十四条の七第三項の申出書の提出方法等）

第一条の十六 法第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項の規定による指定（以下この条及び次条において「指定」という。）を受けようとする都道府県、市町村又は特別区（以下この条及び次条において「都道府県等」という。）は、指定対象期間の初日の属する年の七月一日から同月三十一日までの間に、法第三十七条の二第三項及び第三百十四条の七第三項に規定する申出書及び書類（第三項及び第四項並びに次条第二項第一号において「申出書等」という。）を総務大臣に（市町村又は特別区にあつては、都道府県知事を経由して総務大臣に）提出するものとする。

- 2 前項に規定する指定対象期間は、毎年十月一日から翌年九月三十日までの期間とする。
- 3 指定を受けていない都道府県等（前項の指定対象期間において既にこの項の規定により申出書等を提出した都道府県等を除く。）は、第一項の規定にかかわらず、前項の指定対象期間の初日の属する年の翌年の四月一日から同年八月三十一日までの間に、申出書等を総務大臣に（市町村又は特別区にあつては、都道府県知事を経由して総務大臣に）提出することができる。
- 4 前項の規定により申出書等を提出した都道府県等が指定を受ける場合における指定対象期間は、当該指定をした旨の法第三十七条の二第七項及び第三百十四条の七第七項の規定による告示をした日から第二項の指定対象期間の末日までの期間とする。

（法第三十七条の二第三項及び第三百十四条の七第三項の申出書の記載事項等）

第一条の十七 法第三十七条の二第三項及び第三百十四条の七第三項に規定する第一号寄附金の募集の適正な実施に関し総務省令で定める事項は、次に掲げる事項（法第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項に規定する返礼品等（次項第四号において「返礼品等」という。）を提供しない場合には、第一号及び第四号に掲げる事項）とする。

- 一 法第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項に規定する第一号寄附金の募集の適正な実施に係る基準に適合する旨
- 二 法第三十七条の二第二項第一号及び第三百十四条の七第二項第一号に掲げる基準に適合する旨
- 三 法第三十七条の二第二項第二号及び第三百十四条の七第二項第二号に掲げる基準に適合する旨
- 四 前各号に掲げるもののほか、指定に関し必要な事項

- 2 法第三十七条の二第三項及び第三百十四条の七第三項に規定する申出書に添えるこれらの規定に規定する書類は、次に掲げる書類とする。
 - 一 都道府県等が前条第二項に規定する指定対象期間（同条第三項の規定により申出書等を提出する都道府県等にあつては、同条第四項に規定する指定対象期間。第三号及び第四号において「指定対象期間」という。）に受領する法第三十七条の二第一項第一号及び第三百十四条の七第一項第一号に掲げる寄附金（次号及び第三号において「第一号寄附金」という。）の額の見込額及びその募集に要する費用の額の見込額に関する書類
 - 二 都道府県等が前年度（前条第二項に規定する指定対象期間の初日の属する年度の前年度をいう。）に受領した第一号寄附金の額及びその募集に要した費用の額に関する書類
 - 三 都道府県等が指定対象期間に行おうとする第一号寄附金の募集の取組の内容に関する書類
 - 四 都道府県等が指定対象期間に提供する返礼品等の内容に関する書類
 - 五 前各号に掲げるもののほか、指定に関し必要な書類
- 3 総務大臣は、都道府県等の指定に関し支障がないと認める場合には、当該都道府県等について、前項各号に掲げる書類の一部又は全部を省略させることができる。

附 則

（法第三十七条の二第三項及び第三百十四条の七第三項の申出書等の提出期間の特例）

第一条の四 令和二年十月一日から令和三年九月三十日までの期間に係る第一条の十六第一項に規定する指定を都道府県、市町村又は特別区が受けようとする場合における同項の規定の適用については、同項中「七月一日から同月三十一日まで」とあるのは、「八月十一日から同月二十日まで」とする。

○ 地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成三十一年三月二九日総務省令第三
八号）

附 則

（道府県民税及び市町村民税に関する経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の地方税法施行規則（以下「新規則」とい
う。）第一条の十六及び第一条の十七の規定は、平成三十二年十月一日以後に開始
する新規則第一条の十六第二項に規定する指定対象期間に係る同条第一項に規定
する指定（以下この条において「指定」という。）を受けようとする都道府県、市
町村又は特別区（以下この条において「都道府県等」という。）が同項に規定する
申出書等を提出する場合について適用する。

2 前条第一号に掲げる規定の施行の日から平成三十二年九月三十日までの期間に
係る指定を都道府県等が受けようとする場合における新規則第一条の十六及び第
一条の十七の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる新規則の規定中同表
の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一条の十六第 一項	七月一日から同月 三十一日まで	四月一日から同月十日まで
第一条の十六第 二項	毎年十月一日から 翌年九月三十日ま で	平成三十一年六月一日から平成三 十二年九月三十日まで
	をいう。	をいう。ただし、総務大臣が、指 定を受けようとする都道府県等につ いて、当該期間を指定対象期間と することが適当でないと認める 場合には、当該都道府県等に係る 指定対象期間は平成三十一年六月 一日から同年九月三十日までの期 間とする。

3 前項の規定により読み替えられた新規則第一条の十六第二項ただし書の規定の
適用がある場合における同項ただし書に規定する指定対象期間に係る指定をされ
た都道府県等は、前二項の規定にかかわらず、平成三十一年十月一日から平成三
十二年九月三十日までの期間に係る指定を受けるために、新規則第一条の十六第
一項に規定する申出書等を提出することができる。この場合において、当該都道
府県等が行う当該申出書等の提出については、同条及び新規則第一条の十七の規
定を適用する。

○ 地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和二年総務省令第六十五号）

附 則

第三条 令和二年十月一日から令和三年九月三十日までの期間（都道府県等が新規則第一条の十六第三項の規定により申出書等を提出する場合には、同条第四項に規定する告示をした日から令和三年九月三十日までの期間）に係る地方税法第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項の規定による指定を都道府県等が受けようとする場合における新規則第一条の十七第二項の規定の適用については、同項第二号中「前年度（前条第二項に規定する指定対象期間の初日の属する年度の前年度をいう。）」とあるのは、「令和元年六月一日から令和二年三月三十一日までの期間」とする。

○ 平成三十一年総務省告示第七十九号

(趣旨)

第一条 この告示は、ふるさと納税制度（個人が法第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項の規定による指定を受けた都道府県、市町村又は特別区（以下「地方団体」という。）に対する寄附金を支出した場合に、当該寄附金について法第三十七条の二第一項及び第三百十四条の七第一項の規定による寄附金税額控除を適用する制度をいう。以下同じ。）が、ふるさとやお世話になった地方団体に感謝し、若しくは応援する気持ちを伝え、又は税の使い途を自らの意思で決めることを可能とすることを趣旨として創設された制度であることを踏まえ、ふるさと納税制度の適切な運用に資するため、ふるさと納税制度の対象となる地方団体の指定に係る基準等を定めるものとする。

(募集の適正な実施に係る基準)

第二条 法第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項に規定する第一号寄附金の募集の適正な実施に係る基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- 一 地方団体による第一号寄附金（法第三十七条の二第一項第一号及び第三百十四条の七第一項第一号に掲げる寄附金をいう。以下同じ。）の募集として次に掲げる取組を行わないこと。
 - イ 特定の者に対して謝金その他の経済的利益の供与を行うことを約して、当該特定の者に第一号寄附金を支出する者（以下「寄附者」という。）を紹介させる方法その他の不当な方法による募集
 - ロ 法第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項に規定する返礼品等（以下「返礼品等」という。）を強調した寄附者を誘引するための宣伝広告
 - ハ 寄附者による適切な寄附先の選択を阻害するような表現を用いた情報提供
 - ニ 当該地方団体の区域内に住所を有する者に対する返礼品等の提供
- 二 地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第一条の十六第二項に規定する指定対象期間（同条第三項の規定により法第三十七条の二第三項及び第三百十四条の七第三項に規定する申出書及び書類を提出した地方団体にあつては、地方税法施行規則第一条の十六第四項に規定する指定対象期間）において第一号寄附金の募集に要する費用の額の合計額が、当該指定対象期間において受領する第一号寄附金の額の合計額の百分の五十に相当する金額以下であること。

(法第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項の総務大臣が定めるもの)

第三条 法第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項に規定する総務大臣が定めるものは、物品又は役務と交換させるために提供するものとする。

(返礼品等の調達に要する費用の額の算定の方法)

第四条 法第三十七条の二第二項第一号及び第三百十四条の七第二項第一号の規定により総務大臣が定める返礼品等の調達に要する費用の額の算定は、次の各号に定めるところによるものとする。

一 返礼品等の調達に要する費用の額とは、個別の返礼品等の調達のために、地方団体が現に支出した額とし、支出の名目にかかわらず、当該地方団体が支出した額が当該返礼品等の数量又は内容に影響するものである場合には、当該支出した額を含むものとする。

二 前号の規定にかかわらず、返礼品等が、当該地方団体が保有し、若しくは管理する施設若しくは設備を使用させる役務である場合又は当該地方団体が自ら提供する役務である場合には、当該施設若しくは設備を使用すること又は当該役務を提供することに関して通常要する額を当該返礼品等の調達に要する費用の額とする。

(法第三十七条の二第二項第二号及び第三百十四条の七第二項第二号の総務大臣が定める基準)

第五条 法第三十七条の二第二項第二号及び第三百十四条の七第二項第二号に規定する総務大臣が定める基準は、地方団体が提供する返礼品等が、次の各号のいずれかに該当するもの（当該各号のいずれかに該当する返礼品等とのみ交換させるために提供するものを含む。）であることとする。

一 当該地方団体の区域内において生産されたものであること。

二 当該地方団体の区域内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。

三 当該地方団体の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。

四 返礼品等を提供する市町村又は特別区（以下この号及び第八号において「市区町村」という。）の区域内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。

- 五 地方団体の広報の目的で生産された当該地方団体のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から当該地方団体の独自の返礼品等であることが明白なものであること。
- 六 前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等との間に関連性のあるものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等が主要な部分を占めるものであること。
- 七 当該地方団体の区域内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が当該地方団体に相当程度関連性のあるものであること。
- 八 次のいずれかに該当する返礼品等であること。
- イ 市区町村が近隣の他の市区町村と共同でこれらの市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを共通の返礼品等とするもの
 - ロ 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村と連携し、当該連携する市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを当該都道府県及び当該市区町村の共通の返礼品等とするもの
 - ハ 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村において地域資源として相当程度認識されているもの及び当該市区町村を認定し、当該地域資源を当該市区町村がそれぞれ返礼品等とするもの
- 九 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた前各号のいずれかに該当する返礼品等を提供することができなくなった場合において、当該返礼品等を代替するものとして提供するものであること。